

プロジェクト リース

項目 第 515 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 515 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 29 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

貸手のリース期間

（IFRS 第 16 号におけるリース期間を原則とすべきとの意見）

2. IFRS 第 16 号におけるリース期間を貸手も選択可能とすることについて賛成する。しかし、借手及び貸手におけるリース期間の定義を同一に定めた上で、貸手については現行の企業会計基準第 13 号等におけるリース期間を選択肢として認めるとした方が基準として読みやすく理解が容易になると考えられるため、このように定める場合に実務上の懸念が生じ得るのかを関係者に確認する必要があると考える。
3. IFRS 第 16 号におけるリース期間を原則とする方が良いと考える。借手及び貸手におけるリース期間の定義が同一となることで基準が読みやすくなり、また、貸手が借手のオプションの行使可能性の評価を合理的に行うことができると考えるのであれば、IFRS 第 16 号と整合させることが理屈の面から望ましいと考える。

注記事項

（開示の情報量の過不足に対する意見）

4. 事務局提案に同意するが、リース期間に関して追加の開示を求めるコメントの対応については、財務諸表作成者に国際的な水準以上の負担を求めることになる点に加えて、リース期間の決定が翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす場合には企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」における会計上の見積りの開示が行われると考えられる点を追加して説明することが考えられる。
5. 連結財務諸表を作成しない企業に対する負担について懸念はあるが、連結財務諸表を作成している会社との間での比較可能性からも開示を免除することは難しく、開示目的アプローチの考え方や一般的な重要性により財務諸表作成者が必要性を判断して開示することを想定した事務局の提案に同意する。

(開示目的アプローチの採用に対する意見)

6. 事務局提案の分析に加えて、コメント提供者に対しアウトリーチを行い開示実務の具体的な懸念点を確認し、コメント提出者がどのような開示を求めているのかを確認して検討を行う必要があると考える。
7. 開示目的アプローチが適切に機能しているかについては、将来的な課題として、事後的な検証を行なって見直しの要否を検討することが考えられる。

(短期リースの注記に関する意見)

8. 少額リースは金額的に重要性が乏しいため実務上の負担を考慮し注記の対象外としていることを踏まえると、短期リースかつ少額リースに該当するリースについては注記を求める必要はないと考える。

(会計方針に関する情報に対する意見)

9. 事務局提案に同意するが、その他の事項で開示目的に照らして企業のリース活動の性質を理解するために必要な情報については財務諸表作成者の判断に基づいて重要な会計方針として開示が行われるものと考えられると分析している点について、開示目的はあくまでもリースの注記における重要性の判断であり、重要な会計方針には適用されないと考えられるため、記載を見直す必要があると考える。

以 上